

31足福包発第2131号
令和2年3月24日
(公印省略)

地域包括支援センター
センター長 各位

地域包括ケア推進課長
千ヶ崎 嘉彦

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業 におけるサービス費の臨時的な取り扱いについて

平素より足立区の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの発生に伴い「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報）」（令和2年3月6日付 介護保険最新情報 V o 1. 779 厚生労働省老健局）に基づき、足立区では介護予防・日常生活支援総合事業において、月額報酬となっているサービス費について、下記のとおり、令和2年3月サービス実施の請求分より、臨時的な取り扱いを実施いたします。

記

1 実施対象サービス

- (1) 通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が新型コロナウイルスの影響により休業した場合
- (2) 利用者の発熱・咳・倦怠感等の体調不良の理由により事業者が訪問を見合わせた、または通所の受け入れを休止した場合

2 請求方法

介護予防・日常生活支援総合事業において、通所型サービス及び訪問型サービスの提供回数の請求については臨時的に回数制として取り扱うこととし、利用回数に応じて、緩和型の回数制のサービスコードを利用して請求してください。利用者への請求も同様に、回数に応じて行ってください。

なお、コードは緩和型のサービスコード（※）をご利用ください。

（※）緩和型のサービスコードは足立区役所公式ホームページからもご確認できます。
足立区役所公式ホームページ — 健康・福祉 — 高齢者のために
— 医療・介護者向け — 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード及びマスタインタフェースについて — 緩和型独自基準 A3（訪問型）・A7（通所型）

3 実施期間

当面の間（臨時的取り扱い終了の際には再度通知いたします。）

4 その他

文書は介護予防・日常生活支援総合事業の管理者以外にもお送りしている場合がございます。ご了承ください。

担 当 福祉部地域包括ケア推進課
介護予防・生活支援担当 伝野・小森
電 話 3880-5642（直通）
Eメール care-s@city.adachi.tokyo.jp